

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	イムス横浜国際看護専門学校
設置者名	医療法人財団明理会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	11	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校窓口（事務所）において閲覧が可能。授業科目一覧の中で、教員の实務経験に関するチェック欄あり。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②】

の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	イムス横浜国際看護専門学校
設置者名	医療法人財団 明理会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校評価実施規程
役割	○学校評価実施規程より抜粋 (学校関係者評価) 第11条 学校長は、自己評価の結果を本校関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。 (関係者委員会の構成) 第12条 関係者委員会は、次に掲げる区分から学校長が委嘱する委員により構成する。当該委員の委嘱については、平成29年度からとする。 (1) 関連業界等関係者 1名以上 (2) 卒業生 1名以上 (3) 教育に関し知見を有する者 1名以上 (4) その他学校長が必要を認める者 2 委員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。 (関係者委員会の運営) 第13条 関係者委員会に委員長を置く。 2 関係者委員会は、学校長が招集し、副校長が委員長としてその運営にあたる。事務局として事務長が委員長を補佐する。 3 学校長が必要を認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。 4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。 5 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に2回以上開催するよう努める。 (報酬及び費用弁済) 第14条 関係者委員会委員の報酬及び費用の弁済については、本校の定める基準により支払う。 (学校関係者評価の評価結果) 第15条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。 (学校関係者評価結果の活用) 第16条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び

	学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。 (学校関係者評価結果の報告) 第17条 副校長は、学校関係者評価結果を学校長並びに教職員会議及び運営会議に報告しなければならない。 2 学校長は、学校運営に多大な影響があると判断した場合は、副校長に法人理事会並びに評議会に報告させなければならない。 (学校関係者評価結果の公表) 第18条 学校長は、副校長の報告を受けた後に、教職員会議及び運営会議の承認を受け、学校関係者評価結果を広く社会に公表するよう努めなければならない。 (その他) 第19条 本規程に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、学校長が別に定める。
--	--

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
IMS グループ総看護部長	2025年4月1日 ～2026年3月31日	学校運営しているIMSグループの看護部責任者
IMS グループ看護部主任	2025年4月1日 ～2026年3月31日	IMS グループ看護部の主任
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	イムス横浜国際看護専門学校
設置者名	医療法人財団明理会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【作成について】 各授業科目の講義内容について授業評価のアンケート結果をもとに講義内容について検討・検証し、各担当教員がシラバスの作成を行っている。 シラバスには、科目名、担当講師または教員、履修時期、単位(時間数)、講義概要・目的・目標、講義内容、テキスト、評価方法を明確に提示している。 【時期について】 毎年、12月～1月に担当教員が作成し、3月の教職員会議で翌年度の事業計画が承認されることで決定する。4月に教職員及び学生へ配布を行い、ホームページに公表している。	
授業計画書の公表方法	学校窓口(事務室)において「教育課程」閲覧が可能。 またC-ラーニングに学生に通知。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

単位の履修認定や卒業の要件については、学則で定められており、授業時間や出欠席に関する規定、試験及び単位履修認定に関する規定は細則で定めている。学則及び細則に基づき、成績審議会で進級・卒業認定を行っている。

また、学則及び細則は、学生及び教職員に C-ラーニングで通知を行い、ホームページに公表している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(学習の評価)

第 11 条 学則第 11 条に基づく単位の履修認定にかかる学習の評価は、以下の通りとする。

- 2 評価は 5 段階で行い、C (60 点) 以上を合格とし当該科目の単位を授与する。
- 3 60 点に満たない場合は不合格となり、D とする。その場合、当該科目を再履修しなければならない。また、学籍番号や氏名等の必要事項が無記入の場合は 0 点となる。
- 4 学校長は、成績審議会の議を経て科目修得に必要な措置を認めることができる。
- 5 試験又は評価を受ける資格のない場合、追試験、追実習、再試験、再実習を受けない場合は無効となり E とする。その場合、当該科目を再履修しなければならない。

評価	点数	判定
A	100～80 点	合格
B	79 点～70 点	合格
C	69 点～60 点	合格
D	59 点以下	不合格
E	未受験	無効

客観的な指標の
算出方法の公表方法

学生には学生便覧で公表し、学校窓口（事務所）にて学生便覧を配置し誰でも閲覧することができる。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

出典元 : 学生便覧

＜ディプロマ・ポリシー（卒業要件）＞

1. 所定の期間在学し本校の定めた教育目標に沿って設定された科目を履修することにより、所定の単位を全て修得している。
2. 専門職業人としての倫理観を持ち、日頃から医療従事者として相応しい行動を心がけることができ、不測の事態においても人々の健康・生命を守るための行動をする意識を持ち続けることができている。
3. 看護の発展、自分自身の看護実践力の向上に対しあくなき努力を継続する姿勢が備えられている。

以上の要件を踏まえ、教育目標に到達できたものに卒業を認定する。

卒業認定)

- (1) 出席すべき時間の3分の2以上出席している者。
- (2) 定められた教育課程のすべての学科目が履修認定されている者。
- (3) 授業料を完納している者。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生には学生便覧で公表し、学校窓口（事務所）にて学生便覧を配置し誰でも閲覧することができる。
----------------------	--

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	イムス横浜国際看護専門学校
設置者名	医療法人財団明理会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	毎年6月上旬に学校窓口（事務所）にて閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		医療専門課程	看護学科	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	105 単位	単位時間 57/単位	単位時間 25/単位	単位時間 23/単位	単位時間 0/単位	単位時間 0/単位
			105 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240 人		199 人	3 人	17 人	2 人	19 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）
様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照

成績評価の基準・方法

（概要）
様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照

卒業・進級の認定基準

（概要）
様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照

学修支援等

(概要) 学生個々の生活状況や学修状況を把握して支援している。国家試験対策では各種スクールを行い、補修講義や個別指導など成績向上に向け支援している。精神的安定を図る為、1回/週、臨床心理士によるカウンセリングを実施している。
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
56 人 (100%)	0 人 (0%)	55 人 (98.2%)	1 人 (1.8%)
(主な就職、業界等) I M S グループ医療機関（横浜旭中央総合病院、東戸塚記念病院 等）			
(就職指導内容) ・2年生の夏より病院見学及びインターンシップへの参加。 ・2年生の夏から秋にかけ履歴書作成の指導。 ・2年生の秋から冬にかけ面接指導（服装、言葉遣い等。）			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師免許取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
216 人	9 人	4.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更、体調不良、精神的等		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・スクールカウンセラーの配置（1回/週） ・教員との個別定期面談 ・経済的に問題ある学生には I M S グループ医療機関における短期就業案内（中退者支援のための取り組み） ・進路や就職支援の実施		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護学科	250,000 円	600,000 円	480,000 円	(学生積立金) 80,000 円(海外研修費) 150,000 円等、/ (学籍管理料) 月額 20,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				
IMS グループにおける奨学金制度				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレスまたは刊行物等の名称及び入手方法) http://www.ims.gr.jp/ims-yokohama/outline/information.html 学校ホームページ、自己評価で開示 事務室で閲覧
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)
学校評価(自己点検・自己評価)委員会規程 (学校関係者評価) 第11条 学校長は、自己評価の結果を本校関係者により組織した学校関係者評価委員会(以下「関係者委員会」という)に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。 (関係者委員会の構成) 第12条 関係者委員会は、次に掲げる区分から学校長が委嘱する委員により構成する。当該委員の委嘱については、平成29年度からとする。 (1) 関連業界等関係者 1名以上 (2) 卒業生 1名以上 (3) 教育に関し知見を有する者 1名以上 (4) その他学校長が必要を認める者 2 委員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。 (関係者委員会の運営) 第13条 関係者委員会に委員長を置く。 2 関係者委員会は、学校長が招集し、副校長が委員長としてその運営にあたる。事務局として事務長が委員長を補佐する。 3 学校長が必要を認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。 4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。 5 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に2回以上開催するよう努める。 (報酬及び費用弁済)

第14条 関係者委員会委員の報酬及び費用の弁済については、本校の定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第15条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用)

第16条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第17条 副校長は、学校関係者評価結果を学校長並びに教職員会議及び運営会議に報告しなければならない。

2 学校長は、学校運営に多大な影響があると判断した場合は、副校長に法人理事会並びに評議会に報告させなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第18条 学校長は、副校長の報告を受けた後に、教職員会議及び運営会議の承認を受け、学校関係者評価結果を広く社会に公表するよう努めなければならない。

(その他)

第19条 本規程に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
IMS グループ本部事務局看護部	2025. 4. 1～2026. 3. 31	学校運営をしているIMS グループの看護部責任者
IMS グループ本部事務局看護部	2025. 4. 1～2026. 3. 31	学校運営をしているIMS グループの看護部学生担当
横浜新都市脳神経外科病院	2025. 4. 1～2026. 3. 31	イムス横浜国際看護専門学校卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<http://www.ims.gr.jp/ims-yokohama/outline/information.himl>

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<http://www.ims.gr.jp/ims-yokohama/>